ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

［削る。］

第２　［略］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から12の５までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第２　［同左］